

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

432
13/9/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連作業部会
OEWG
報告書

核兵器の役割縮小へ、 非核兵器国は貢献を

— 日韓市民連帯に重要な示唆

8月30日、ジュネーブの国連欧州本部で5月から開催されていた「多国間核軍縮交渉を前進させるためのオープン作業部会」(OEWG)が、30項目の「議論と諸提案」を含む報告書を採択し閉幕した。報告書は、参加国のほとんどを占めた非核兵器国の総意を文書化した歴史的な意義に加えて、今後の核兵器廃絶プロセスに向けた重要な指針を含むものであった。これを引き継ぐ秋の国連総会での議論が注目される。日韓市民からみた時、報告書が両国政府に核の傘からの脱却と北東アジア非核兵器地帯の設立を促す内容を含んでいることが、とりわけ重要だ。

2012年の第67回国連総会で採択された決議「多国間核軍縮交渉を前進させる」(A/RES/67/56)¹に基づいて設置された同作業部会(以下「作業部会」)は、ジュネーブ軍縮会議(CD)の長年の停滞に象徴される多国間核軍縮交渉の行き詰まりを打破するための提案を、次回国連総会(第68回)に提出することを任務とする。5月(14～24日)、6月(27日)、8月(19～30日)の3会期、合計15日にわたり、政府代表、国際機関代表、専門家、NGOが垣根を越えた自由な意見交換を行ってきた。参加国の一覧は公表されていないが約80か国とされている。5つのNPT核兵器国は不参加、事実上の核兵器保有国であるインド、パキスタンが参加した。

参加国とNGOの代表には、討論、作業文書²等の形で意見を表明する機会が対等に与えられた。核軍縮を主題とする国連会議でこのような開放的な運営が行われたのは、異例のことである。

6分野・30項目の「見解と提案」

8月30日に国家代表のコンセンサス(無投票)によって採択された報告書は、IV章(3ページ・資

料に抜粋訳)において、次の6分野にわたって会議における議論とそこで出された諸提案を列挙した。(なお、訳の出典は国連総会文書・9月3日付<Advance copy>³である。)

- A.核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるための諸アプローチ。
- B.核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉において検討すべき諸要素。
- C.核兵器のない世界の達成と維持のための多

今号の内容

国連作業部会報告書が 日韓市民連帯に与える示唆

<資料>報告書(抜粋訳)

米が9回目のZマシン核実験

<資料>一覧:Zマシン/未臨界実験

オスプレイ追加配備—日本も導入へ

【連載】被爆地の一角から(74)

「民意に背く『集団的自衛権』論議」土山秀夫

10月1日号は休みます。次号は10月15日号です。

国間核軍縮交渉の前進を目的として、21世紀の安全保障状況における核兵器の役割を再検討する。

D.核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるための国際法の役割。

E.核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉を前進させる上での国家ならびに他のアクターの役割。

F.核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるのに寄与するその他の実際の行動。

報告書は、現時点における非核兵器国のコンセンサスを明文化したという歴史的意義をもつものである。

さらに、内容的にも今後の核兵器廃絶プロセスに新鮮かつ重要な指針を提供した。

「報告書」の進歩性とNGOの貢献

「報告書」に記載された「見解と提案」には、以下が含まれる。

「核兵器使用がもたらす壊滅的な人道的結果のリスクを究極的に排除するという目標」を共有すること(B. 21)、「核兵器実験、新型核兵器の開発、または現存の核兵器システムの性能向上に関するモラトリアム」を維持あるいは宣言すること(B. 27)、「核兵器の先行不使用」を維持あるいは宣言すること(B. 27、28)、「超臨界、未臨界の双方を含む、あらゆる形態の核兵器実験」を禁止すること(B. 29)、等である。さらに報告書は、核兵器の人道的影響の問題は「軍縮問題のあらゆる要素に影響を及ぼす、横断的な問題として提起された」(C.31)とした上で、「21世紀における安全保障の特質を検討する必要性に言及し、核兵器がそうしたニーズに見合うものであるかについて疑義が呈された。核兵器の価値を低めることや抑止態勢の効果に対する疑問も議論された」(同)と述べた。

一方、報告書は「核兵器が人道面、経済面、環境面にもたらす結果を含め、核軍縮の様々な側面に対する理解を促進する上で教育が果たせる貢献」を強調し(E.46)、若い世代を含む一般市民の意識を喚起するための「情報・通信技術のさらなる活用」に言及した(E.47)。

NGOは作業部会の議論に大きく貢献した。NGO提出の2つの作業文書は、「多国間核軍縮交渉の開始」のための具体的アプローチを提案した。「リーチング・クリティカル・ウィル」がICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）の一員として提出した作業文書「核兵器のない世界を達成する」(A/AC.281/NGO/1)は、核兵器の人道的影響に焦点を当て、核兵器国が核なき世界へ

のロードマップを提示していないことを批判した上で、有志非核国による「核兵器禁止条約」(NBT=Nuclear Ban Treaty)交渉を先行させることを提案した。もう一つのNGO文書であるバーゼル平和事務所(BPO)等による「ギャップに橋を架け、枠組みを築いて成功を手にする」(同NGO/2)は、核兵器禁止条約(NWC)を基礎に、諸政府の見解を取り込みながら、核なき世界の諸要素に関する議論を同時並行的に、核兵器国・核保有国をも関与させながら行うことを提案した。2つの相互に補完しあう問題提起は、「報告書」に大きな影響を与えた。

「報告書」は文面の調整を行った後、9月17に始まる第68回国連総会の第1委員会(10月7日開会)に提出される。核兵器国、核保有国も参加する議論で作業部会の成果がどのように継承、発展されるかが大いに注目される。

日韓市民の連携で核依存からの脱却を

「報告書」は、核兵器による「人道的結果」のリスクを排除するという目標設定と核兵器の安全保障上のニーズの検証という課題を一つの文脈に位置づけ(前記C.31)た上で、次のように述べた。「(略)安全保障ドクトリンにおける核兵器の重要性を減じるために、拡大核抑止の保証下にある非核兵器国が担うべき役割が議論された。OEWGは、また、核兵器の価値や正統性に異議を唱える上で非核兵器地帯が担う役割や、核軍縮の促進に向けて非核兵器地帯間の協力を強める可能性についても議論を行った」(E.44)。

これらの言及は、日本と韓国のNGOの今後の連携にとって重要な手がかりとなる。市民は、両国政府がコンセンサスに参加した「報告書」を最大限活用して、多様なアクターが参画する対話を通して、両国政府に「核の傘依存」政策からの脱却と「北東アジア非核兵器地帯」への支持を求める世論を拡大・深化させてゆくことができる。

(田巻一彦)M

注

- 1 本誌412号(12年11月15日)に抜粋訳。ただし作業部会名称が「期限を定めない…」と訳されていたが、誤訳である。
- 2 12の作業文書が提出された：オーストラリア/キューバ/議長/オーストラリア、日本等12か国/オーストラリア/イラン/コスタリカ及びマレーシア/スイス及びアイルランド/新アジェンダ連合/メキシコ/リーチング・クリティカル・ウィル/バーゼル平和事務所(BPO)、平和首長会議及び核時代平和財団。原文は次のサイト参照。
[www.unog.ch/80256EE600585943/\(httpPages\)/947871CD3627CB21C1257B6C00403833?OpenDocument](http://www.unog.ch/80256EE600585943/(httpPages)/947871CD3627CB21C1257B6C00403833?OpenDocument)
- 3 www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/OEWG/Documents/finalreport.pdf

【資料】核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に向けたオープン参加作業グループ・報告書

2013年9月3日

IV. 会議における議論とそこで出された諸提案 (抜粋訳)

18. (略)

A. 核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるための諸アプローチ

19. (略)

20. OEWGの参加者は、多国間核軍縮交渉を前進させることの普遍的な目標が、引き続き核兵器のない世界の達成と維持である点を強調した。この目的に向けたいくつかのアプローチが検討された。それは以下のようなものである。

- 普遍的で、時間枠をとともう、非差別的、段階的かつ検証可能な方法によって核軍縮の目標を達成することを目指した、核兵器のない、非暴力的な世界に向けた行動計画
- 核兵器の全面完全廃棄につながるような、相互に補強される漸進的な措置によるステップ・バイ・ステップのアプローチ
- 核兵器禁止条約(NWC)を含め、核兵器の保有、開発、製造、取得、実験、備蓄、移転、使用あるいは使用の威嚇を禁止するとともに核兵器の破壊を義務付ける、特定された時間枠をともなった、核兵器完全廃棄への段階的計画に向けた包括的アプローチ
- 相互に補強し合う部分で構成され、無条件に履行され、明確に定義された予定表と基準に裏打ちされた、すべての国を核兵器のない世界へとともたらず法的拘束力のある枠組み
- 「ビルディング・ブロック」アプローチ——相互に補強し合う、一国的な、あるいは二国間、複数国間、多国間的な要素の集合を追求する。それらは前提条件となることを意図せず、時間枠にこだわっていない。

21. 一方で、OEWGは、国際社会がいずれのアプローチを選択することになろうとも、核軍縮を前進させ、核兵器使用がもたらす壊滅的な人道的結果のリスクを究極的に排除するという目標に向けては、国際社会は差異ではなく共通基盤に焦点をあてるべきであることを強調した。

B. 核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉において検討すべき諸要素

22. ～24. (略)

25. OEWGは、NPTならびにその再検討会議の成果を含む、既存の軍縮・不拡散義務や誓約に対する完全で、効果的、差別的でない履行が必要であるとの議論を行った。この文脈において、OEWGは、すべてのNPT加盟国が第6条の下で誓約した核軍縮に導くよう核兵器国が彼らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束の実現について協議した。

26. (略)

27. 議論やステートメントのなかで、また、提出された作業文書のなかで、参加者は、核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉を前進させる諸要素を、全体として、また前提条件や序列を設けずに追求することの重要性を検討した。核兵器のない世界の達成と維持に向け、透明性、検証可能性、不可逆性の原則を適用することの必要性が強調されるとともに、以下の諸要素が提起された。これらの中には、制定し、履行することが可能な政治的措置や法的文書が含まれる。

- 核兵器の完全廃棄という目標に向けたすべての国家による明確な約束を確約すること。
- 核兵器または他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産に関するモラトリウムを維持あるいは宣言すること。また、設備を平和目的のものに転換し、国際的な検証措置下に置くこと。
- 核兵器実験、新型核兵器の開発、または既存の核兵器システムの性能向上に関するモラトリウムを維持あるいは宣言すること。
- 核兵器の完全廃棄をめざし、国家ならびに同盟の軍事及び安全保障ドクトリン／態勢／戦略における核兵器の役割を低減すること。
- 核兵器の先行不使用を維持あるいは宣言すること。
- 非核兵器国の領域内から核兵器を撤去すること。
- もはや軍事的に不要である核分裂性物質を指定し、そのような核分裂性物質の不可逆的な除去を確実にするよう、IAEAの文脈において、法的拘束力のある検証や取り組みを開発すること。
- 核兵器国によって課せられた諸条件や留保を取り除くことによって非核兵器地帯の役割を強化するとともに、未だ存在していない地域、とりわけ中東に新しい地帯を設立

することによって非核兵器地帯を拡大すること。また、核兵器を禁止する国内法を制定すること。

- 透明性を増し、備蓄核兵器、核弾頭、運搬手段、及び核兵器用核分裂物質の完全な目録など、核軍縮の進歩を測定するための明確な基準線を定めること。参加者は、この文脈において、統一した様式による定期的な報告の重要性について協議した。
- 核兵器の危険を減じる措置をとること。
- 核兵器のない世界の確立と維持のために活用できる検証手段、能力、メカニズムを発展させること。

• NPTの普遍化

28. OEWGは、中間段階で履行されることになる、核兵器のない世界の達成に向けた法的拘束力のある文書よりなる措置についても議論を行った。そうした措置は多様であるが、以下のようなものが含まれる。

- 明確で、法的拘束力を有する、普遍的で、非差別的で、多国間の、明確に定義された基準と予定表をもった核軍縮の目標へのすべての国が関与した誓約
- 国際的な検証体制をとめない明確な基準と予定表をもった、すべての場所と種類における保有核兵器の漸進的、継続的、不可逆的な削減。また、すべての核施設をそのような体制の下に置くこと。
- 核兵器実験のあらゆる側面を扱う法的拘束力のある多国間の法的文書。CTBTの発効。
- 核分裂性物質に関する法的拘束力のある多国間の法的文書。以下を含む選択肢が検討された。
- 核兵器または他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約。
- 核兵器または他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止し、そのような物質の既存の備蓄について対処し、また、核兵器または他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産に使用される施設や関連装置を解体あるいは平和利用に転換することを定めた条約。
- 非核兵器国に対して核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある消極的安全保証の条項
- 二国あるいは複数の核兵器国間で結ばれる法的取り決め
- 核兵器の先行不使用に関する法的拘束力のある文書

29. OEWGは、核兵器のない世界が達成された後に、それを維持するために必要な要素を検討した。そのなかで以

下の諸要素が確認された。

- ・核兵器と核兵器物質の完全廃棄、ならびにその検証
- ・核兵器の使用や使用の威嚇の禁止
- ・核兵器の保有、備蓄、開発、移転の禁止
- ・核兵器用核分裂性物質の生産ならびに既存の備蓄の使用を禁止し、そのような核分裂性物質をすべて国際的保障措置の下に置くこと。
- ・超臨界、未臨界の双方を含む、あらゆる形態の核兵器実験を禁止すること。

C. 核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進を目的として、21世紀の安全保障状況における核兵器の役割を再検討する

30. (略)

31. 核兵器の役割を議論するなかで、参加者は、とりわけ人道問題や開発目標を考慮した、集団的安全保障のより広範かつ多面的な定義について考察した。核兵器の人的影響の問題は、軍縮問題のあらゆる要素に影響を及ぼす横断的な問題として提起された。また、参加者は、21世紀の安全保障の特質を検討する必要性に言及し、核兵器がそうしたニーズに見合うものであるかについて疑義が呈された。核兵器の価値を低めることや、抑止態勢の効果に対する疑問といった点も議論された。

32. 参加者は、核兵器保有国側の安全保障感覚を考慮に入れることの必要性、また、それらの国家間が対話と信頼と安心感を確立することの必要性について議論した。現存する安全保障ドクトリンにおける核兵器の重要性を減じることに關するいくつかの提案が示された。非核兵器国と核兵器保有国との間の関与の必要性も指摘された。

33. 提案には、戦術、戦略、非配備の核弾頭の一方的削減から多国間で交渉されたプロセスによる完全廃棄まで、幅広い活動が網羅されていた。参加者からは、既存の保有核兵器の近代化や新型核兵器の開発を阻止するための提案も出された。

D. 核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるための国際法の役割

34. (略)

35. OEWGは、核兵器のない世界という目標の達成に向けて、現在の国際的な法的枠組みなどにある法的な欠落部分を、既存の法的文書(複数)を補完する一つあるいは複数の多国間の法

的文書によって埋める選択肢について議論した。参加者は、このように一つあるいは複数の法的文書は、普遍的なものであり、核兵器の開発(近代化を含め)、あらゆる種類の核兵器実験、核兵器の製造、核兵器用核分裂性物質の生産あるいは既存の備蓄の使用、核兵器の保有と備蓄、核兵器の移転、及び核兵器の使用ならびに使用の威嚇を禁じるものであるべきかどうかについて議論した。この文脈において、核兵器を禁止する条約(訳注:a treaty banning nuclear weapons)という選択肢が検討された。

36. ~37. (略)

38. OEWGは、既存のものの提案されているものを含め、他の法的規範がグローバルな核軍縮努力に寄与しうることについて意見を交わした。また、OEWGは、核兵器の合法性や正統性についても議論を行った。この文脈において、核兵器を忌むべきものとする(stigmatization)やその法的な意味が議論された。

39. OEWGは、核兵器の使用あるいは使用の威嚇の適法性に関する1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見以後の、国際人道法、人権法、環境法分野などにおける国際法の発展、及びそれが多国間の核軍縮交渉の前進に与える影響について議論した。さらに、OEWGは、核兵器の使用や使用の威嚇に関連して、国際刑事法の発展についても意見を交わした。OEWGは、国際人道法、人権法、環境法分野や、国際刑事裁判所(ICC)の法的領域を含め、核兵器のない世界の達成に関連した国際法の進展についての研究に取り組むという提案を検討した。

E. 核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮(ママ)を前進させる上での国家ならびに他のアクターの役割

40. (略)

41. OEWGは、とりわけ核兵器の壊滅的な人道的結果に照らして、核兵器のない世界の達成がすべての国家の共通の責務であることに留意した。OEWGは、この責務は分担されるとともに集団的なものであるが、国々には異なる役割や機能があることに留意した。

42. OEWGは、非核兵器国がグローバルな核軍縮を促進する役割を担っているという見解を共有した。また、OEWGは、核兵器国、とりわけ最大の核保有国が、核軍縮に関連した効果的な措置の履行を含め、核軍縮を達成するための任務において特別の責任を有していることを考察した。

43. OEWGは、多国間核軍縮交渉を前

進させるアクターとして、国会議員、関連国際機関、とりわけ国連とその関係機関、市民社会、アカデミアの役割を議論した。核兵器を人道問題及び人間の安全保障の問題と取り上げる上で、OEWGは、国家が幅広いアクターとの協力関係を築くべきであると議論した。

44. 諸提案をめぐる議論において、OEWGは、核兵器に付与されている地位や価値に疑義を呈する上での非核兵器国の役割について検討した。安全保障ドクトリンにおける核兵器の重要性を減じるために、拡大核抑止の保証の下にある非核兵器国が担うべき役割が議論された。OEWGは、また、核兵器の価値や正統性に疑義を呈する上で非核兵器地帯が担う役割や、核軍縮の促進に向けて非核兵器地帯間の協力を強める可能性についても議論した。

F. 核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉を前進させるのに寄与しうるその他の実際の行動

45. (略)

46. OEWGは、核軍縮への前進を促す上で教育が担う役割について意見を交わした。参加者は、核兵器が人道面、経済面、環境面にもたらす結果を含め、核軍縮の様々な側面に対する理解を促進する上で教育が果たせる貢献を強調した。

47. OEWGは、この点に関して半年毎の報告を行うとした国連事務総長報告(A/57/124)の勧告を継続的に履行することの必要性を議論した。参加者は、教材を普及させ、若い世代をはじめとする一般市民の意識を喚起するための新しい情報・通信技術のさらなる活用についても議論した。

48. 参加者は、核兵器計画に費やされる予算を、他の分野、とりわけ経済開発、核軍縮、軍縮・不拡散教育に再分配することを議論した。核兵器に関連した投資を行わないという問題を議論するなかで、OEWGは、公共・民間セクターがそれぞれ担うべき役割について議論した。

49. OEWGは弾道ミサイル防衛システムが核軍縮に与える影響や、宇宙における軍備競争の防止について議論を行った。

50. OEWGは、今期会合で提起された、核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に関連したすべての問題について、さらなる作業を行う必要性を議論した。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)。抜粋:編集部)

米国が9回目の「Zマシン」核実験

—「未臨界核実験」も依然継続

米エネルギー省国家核安全保障管理局(NNSA)が、サンディア国立研究所の超高エネルギーのパルスX線発生装置「Zマシン」で、プルトニウムを使用した9回目の新型核実験を実施したことが、8月20日明らかとなった。NNSAの四半期報告「備蓄核兵器維持計画(SSP)における実験一覧」¹⁾によれば、9回目の実験は13年4～6月の間とされている。中国新聞の問い合わせにNNSAは実施日は5月15日であったと回答した²⁾。

広島・長崎両市長は、8月20日、オバマ大統領あてに抗議文を送付した。オバマ大統領が、最近の

ベルリン演説(本誌427-8号参照)等で「核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓い」(長崎市)、「核兵器の追加削減交渉をロシアに呼び掛け、核軍縮の決意を表明」(広島市)したにもかかわらず、核実験を繰り返していることに、「今後も核兵器を持ち続ける意志を表したものだ」として強く抗議している。

Zマシン実験では、ごく少量のプルトニウムの使用³⁾で、核爆発時のプルトニウムの挙動を調べることができるとされている⁴⁾。高エネルギー発生に高性能爆薬を使用する「未臨界核実験」とともに、地下核実験に依存せずに、コンピューター・シミュレーションで核兵器の性能をチェックするための基礎データ収集を目的とする実験である。

Zマシン実験と未臨界核実験の年表を資料に示す。Zマシン実験は、10年11月から始まり、ほぼ年3回のペースで行われている。一方、97年からネバダ国家安全保障施設で実施されている未臨界核実験は、近年は年1回のペースに減っている。オバマ政権の下では、未臨界核実験が4回(最新の実験は12年12月)、Zマシン実験が9回実施された。

NNSAは、公開性を高めるとして11年5月から実験の一覧を公表し始めたが、13年第2四半期の「一覧」は公表されていない。また13年1月と13年7月の一覧には13年第1四半期の実験回数に食い違った記述も見られる。「一覧」の公表を始めた11年5月以降、実験の実施日を公開しなくなっていることも合わせ、公開された情報の信頼性にも疑問が残される。

未臨界核実験とZマシン実験の技術的な相互関係は、依然として不明な部分が多いが、実験開始の時期や回数の動向から、今後、Zマシン実験が未臨界核実験に置き換えられてゆく可能性は十分にある。(湯浅一郎)⑩

【資料】米国のZマシン核実験及び未臨界核実験

●Zマシン核実験

第1回	10年11月18日(サンディア国立研究所)
第2回	11年3月31日(サンディア)
第3回	(11年9月22日)(サンディア)
第4回	(11年11月16日)(サンディア)
第5回	(12年5月17日)(サンディア)
第6回	(12年8月27日)(サンディア)
第7回	(12年10月3日)(サンディア)
第8回	(12年11月7日)(サンディア)
第9回	(13年5月15日)(サンディア)

●未臨界核実験

第1回	97年7月2日「リバウンド」(ロスアラモス国立研究所)
第2回	97年9月18日「ホログ」(ローレンス・リバモア国立研究所)
第3回	98年3月25日「ステージコーチ」(ロスアラモス)
第4回	98年9月26日「バグパイプ」(リバモア)
第5回	98年12月11日「シマロン」(ロスアラモス)
第6回	99年2月9日「クラリネット」(リバモア)
第7回	99年9月30日「オーボエⅠ」(リバモア)
第8回	99年11月9日「オーボエⅡ」(リバモア)
第9回	00年2月3日「オーボエⅢ」(リバモア)
第10回	00年3月22日「サラブレッド」(ロスアラモス)
第11回	00年4月6日「オーボエⅣ」(リバモア)
第12回	00年8月18日「オーボエⅤ」(リバモア)
第13回	00年12月14日「オーボエⅥ」(リバモア)
第14回	01年9月26日「オーボエⅧ」(リバモア)※
第15回	01年12月13日「オーボエⅦ」(リバモア)
第16回	02年2月14日「ビット」(ロスアラモス、米英共同実験)
第17回	02年6月7日「オーボエⅨ」(リバモア)
第18回	02年8月29日「マリオ」(ロスアラモス)
第19回	02年9月26日「ロッコ」(ロスアラモス)
第20回	03年9月19日「ピアノ」(リバモア)
第21回	04年5月25日「アーモンド」(ロスアラモス)
第22回	06年2月23日「クラカタウ」(ロスアラモス、米英共同実験)
第23回	06年8月30日「ユニコーン」(ロスアラモス)
第24回	(10年9月15日)「バックス」(ロスアラモス)
第25回	(10年12月1日)「パローロA」(ロスアラモス)
第26回	(11年2月2日)「パローロB」(ロスアラモス)
第27回	12年12月5日「ポルックス」

※オーボエⅧとオーボエⅦは逆の順序で実施された。末尾の()はそれぞれの実験を担当した国立研究所の名前。()付きの実施日は、NNSAの発表でなく、メディア、大学からの取材、照会でわかったもの。

注

- 1 http://nnsa.energy.gov/sites/default/files/nnsa/08-13-inlinefiles/2013-08-19%20Quarterly%20SSP%20Experiment%20Summary-FY13-3Q%20final_rjh.pdf
- 2 13年8月22日「中国新聞」。
- 3 11年5月24日「中国新聞」によれば、Zマシン実験でのプルトニウム使用量は8グラム以下とされている。これに対して97年の第1回の未臨界核実験の時には約1.5キロのプルトニウムが使われたとされている。
- 4 本誌378号(2011年6月15日)にNNSAによる実験の概要説明。

安全性への懸念増幅も放置

普天間追加配備と米本国での墜落事故

2013年8月、米海兵隊はMV-22オスプレイ11機を、沖縄県宜野湾市の普天間基地に配備した。昨年10月の12機配備に続く「追加配備」である¹。

昨年と同様に、12機を事前に山口県の岩国基地に米本国から海路で運び、そこから普天間へ飛行移動した。当初予定では、8月3日に2機が移動した後、残りが5日にも普天間に移動する計画であった。しかし、その当日、沖縄県金武町のキャンプ・ハンセンで訓練中のHH60救難ヘリが墜落事故を起こしたため、計画を延期し、12日に9機を普天間に配備した。残る1機は油圧系統に不具合が生じ、米本国から部品を取り寄せて調整を行ったとされ、9月10日現在、未だ普天間へは飛来せず、岩国に駐機している。

普天間への追加配備が実施された2週間後の8月26日、米ネバダ州で訓練中だったミラマー基地所属のMV-22が基地外で着陸に失敗し、炎上する事故を起こした。海兵隊は、「墜落」とは言わず「ハードランディング」（硬着陸）²と表現したが、29日に、重大事故である「クラスA」に認定した。オスプレイの開発に携わったアーサー・リボロ元米国防分析研究所（IDA）主任分析官は、『「ハードランディング」と『墜落』に大差はない』とした上で海兵隊の説明を批判し、「ボルテックス・リング状態（VRS）で制御不能になった可能性が高い」と述べている³。VRSはリボロ氏らがかねてから、回転翼機が緊急着陸に必要とする「オートローテーション機能」の不備と共に、オスプレイの安全性に警鐘を鳴らしている要素である。VRSは、高度を基準を超えて下げた際、自身の回転翼の気流にはまることで揚力を失う現象である。VRSは回転翼機で一般的に起こりうる現象だが、リボロ氏によれば、オスプレイの場合はパイロットへの指導が不十分であり、こうした事故が起こる蓋然性は高いという⁴。

米政府や軍はこれまで、そして現在も、オスプレイは「他の海兵隊機に比べ、事故率は低く、安全である」と説明している。日本政府も米政府の説明に追従して配備を受け入れてきた。しかし、昨年のモロッコとフロリダでの墜落事故も記憶に新しい中で、現実として、このような事故が相次いでいる。一方的にまさに「頭越しに」配備を押しつけられてきた自治体や市民としては、到底納得できるはずがない。

空軍CV-22の配備計画

13年1月9日の「沖縄タイムス」が米空軍特殊作戦仕様のCV-22オスプレイの配備計画を報じたことで、公知の事実となった。同紙によれば、日本政府は少なくとも12年12月までには米政府から配備計画を知らされていたとされる。米15会計年度（14年10月～15年9月）に5機、米16会計年度（15年10月～16年9月）に4機が嘉手納基地に配備される計画である。

13年3月より、和歌山～四国間の「オレンジルート」等を中心に、オスプレイの沖縄県外での低空飛行訓練が始まっている。CV-22が配備されれば、同じように低空飛行ルートでの訓練が実施されることになる。

政府、自衛隊への導入も計画

7月29日、カーライル米太平洋空軍司令官は、会見で、CV-22の配備先として、嘉手納基地とともに「横田基地もまた議論している」と述べた⁵。「沖縄の負担軽減」だけを考えるならば、「横田配備」は一つの選択肢になりうるだろう。しかし、いま問われるべきなのは、オスプレイ配備が、事故のリスクに目をつぶり、地元の反対を押し切って強行しなければならないほど、日本の安全保障にとって絶対的に不可欠なのかという基本問題である。

9月6日、小野寺防衛相は、10月に滋賀と高知で予定されている日米共同軍事訓練に、海兵隊のMV-22が使用されることを明らかにした上で、早ければ15年度に自衛隊へのオスプレイ導入を検討することを明らかにした。14年度の概算要求には調査費約1億円が盛り込まれた。

仮に、在日米軍のオスプレイが全33機体制となり、自衛隊も導入、そして日米共同訓練での展開が常態化する事態になれば、中国をはじめ、近隣諸国との緊張関係が高まることは避けられない。軍事依存ではなく協調的安保の視点から、オスプレイを含む日本と在日米軍の軍備と態勢を見直してゆくべきであろう。（塚田晋一郎）^⑥

注

- 1 普天間基地への配備計画は、老朽化したCH-46ヘリ計24機をMV-22計24機に置き換えるもの。12年に12機、13年に12機が当初から計画されていた。
- 2 地面に叩きつけられる形で着陸すること。
- 3, 4 「琉球新報」、13年9月1日。
- 5 以下に会見全文。 www.airforcemag.com/DWG/Documents/2013/July%202013/072913Carlisle.pdf

手前勝手は許されない

集団的自衛権の問題がメディアに頻繁に取り上げられるようになったのは、特に小泉政権の時代からであったといえる。日米防衛協力の指針(新ガイドライン)に伴う周辺事態法やテロ対策特別措置法など、自衛隊の海外派兵とも絡む法律制定に際しては、集団的自衛権の行使と憲法9条の制約とをどう整合させるかが焦点となった。

自民党政府はそれまで、海外派兵について「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは、自衛のための必要最小限度を超えるものであるから、憲法上許されない」との内閣法制局の見解を踏襲してきた。ところがここに至って「武力行使の目的をもたないで部隊を海外に派遣することは、憲法上許されないわけではない」とする統一見解を公表した(80年10月)。また武装した自衛隊をPKOに派遣するPKO協力法の成立に際しては、「武力の行使は武器の使用を含む。しかし武器の使用がすべて武力の行使にあたる、とはいえない。例えば、生命または身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利ともいえるべきものであるから、そのために必要最小限の武器の使用は、憲法第9条第1項で禁止された武力行使には当たらない」との統一見解を示している(91年9月)。

これらの苦しまぎれに近い憲法の拡大解釈に対して、安倍現首相を含む自民党のタカ派は不満を募らせ、堂々と憲法を改定して集団的自衛権の行使を明記すべきだと批判していた。ところがいざ06年に第一次安倍内閣が発足すると、憲法9条の2項を廃止して国防軍の設置を明記すれば、集団的自衛権の行使を可能にするのは、国家安全保障基本法つまり法律によって規定すればよい、との見解にあっさりくら替えした。世論調査の結果などから、集団的自衛権の行使に対する拒否反応が根強く、憲法改定による正面突破は難しいと判断した

からに違いない。

その点は第二次安倍内閣になっても同じで、そのための布石として、2つの姑息な手段が用いられつつある。1つ目は自民党が集団的自衛権の行使や自衛隊の武器使用基準の緩和を計ろうとすると、しばしばブレーキ役となった内閣法制局長官に、局内での勤務経験がない外務省の小松一郎前駐仏大使を、慣例を破って起用したことだ。憲法解釈の変更に積極的なのが最大の理由とされている。2つ目は集団的自衛権の行使に賛成の委員のみから成る、第一次安倍内閣当時の有識者懇談会を再び復活させたことだ。私的諮問懇談会とはいえ、反対意見ないし中立的意見の者を斥け、専ら賛成体制による懇談会の結論は、首相の期待と一致するであろうことは今から目に見えている。

ただ良識派も黙って引き下がっているわけではない。前内閣法制局長官の山本庸幸氏は、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使は容認するのはきわめて困難、との認識を示している。その上で、行使容認には憲法の改定しかない、と付言して安倍政権の弱点を突いた。また柳沢協二元防衛庁官房長も、憲法の解釈変更は改憲と同じ効果がある。単に閣議決定や関連法案の成立で変更していいのか。集団的自衛権を行使したいなら、憲法改定を論じるべきだと同様の批判を行っている。

さらにごく最近の全国世論調査によれば、憲法解釈を変えて、集団的自衛権を使えるようにすることに賛成27パーセント、反対59パーセントと反対が大きく上回ったばかりか、安倍内閣の支持層でも賛成37パーセント、反対49パーセントと反対が多い(朝日、8月26日)。同日の共同通信による世論調査でも賛成39.4パーセント、反対50.0パーセントと反対が上回っている。国民の目は、戦闘目的の海外派兵に対していかに厳しいものであるか、安倍首相は肝に銘じるべきであろう。



特別連載エッセー●74

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2013.8.21~9.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

DIA=米国防情報局/IAEA=国際原子力機関
/NNSA=米核安全保障局/NSA=米国家安全保障局

- 8月20日 米NNSAがZマシン実験を5月15日に実施したことが判明。(本号参照)
- 8月21日 イランのザリーフ外務大臣、P5とドイツに政治的な意志や誠意があれば、自国の核問題の解決は難しくはないと発言。
- 8月22日 6か国協議首席代表の伊原純一外務省アジア・大洋州局長、訪韓し、最近の朝鮮半島情勢と北朝鮮への対応を論議。
- 8月25日 米国防総省高官、オバマ政権が巡航ミサイル搭載の4隻目の駆逐艦を地中海東部に配備したことを明らかに。
- 8月26日 中国の武大偉6か国協議議長、米朝対話や6か国協議再開の環境整備について話し合うために平壤を訪問。
- 8月26日 台湾軍が9月23~24日に台湾東部の太平洋でミサイルの実弾発射訓練を計画していることが、関係者により明らかに。
- 8月26日付 米NSAがIAEAを日常的に盗聴する最も重要な対象に挙げていたことを、オーストリアの「プレス」紙が報道。
- 8月27日 イラン、ソルタニエIAEA担当大使の後任に外交官のナジャフィ氏を任命。
- 8月27日 韓国の朴槿恵大統領、韓国と北朝鮮が相互の信頼を積み、恒久的な平和につなげることが新政府の使命だと強調。
- 8月27日 ロシア、新型の対空ミサイルシステム・S350を同国での国際航空見本市「MAKS2013」で初めて一般公開。
- 8月28日 パナマ、7月に拿捕した北朝鮮船からミサイル部品が見つかった問題で、国連安保理制裁決議への違反だとの声明を発表。
- 8月28日 IAEA、イラン核問題報告書で、ウラン濃縮施設の高性能型遠心分離機が1008基に達したことを明らかに。
- 8月28日 ヘーゲル米国防長官、韓国の金寛鎮国防相と会談。外交努力を基礎に北朝鮮の核放棄を促すべきだと強調。
- 8月28日 イスラエル政府、シリアによる攻撃に備えて北部のミサイル防衛を強化し、

パンフレット

オスプレイ配備と低空飛行訓練を止めさせるために

＜オスプレイ配備に伴う米軍機低空飛行訓練に関する全国自治体アンケート＞から読み解く

発行：フォーラム平和・人権・環境／調査と分析：ピースデポ

●頒価 300円(送料別)

ピースデポ事務所で扱っています。

オスプレイ訓練

市民団体
米軍並み手続きを要請

6割「説明なし」

数百人規模の予備兵動員命令。

●8月28日 IAEA、イランの核開発疑惑の解明をめぐる協議を9月27日にウィーンで行うことを発表。

●8月29日 ブルース・ベクトル米DIA元上級分析官、北朝鮮がシリアへのミサイルや化学兵器、核施設の支援を続けていると明かす。

●8月30日 米サイト「38ノース」、北朝鮮が今年中頃から新たなミサイル発射台の建設を始めた可能性があることを発表。

●8月30日 日本、北朝鮮の9団体と2人に対し、資産凍結などの制裁対象を閣議了解。

●9月3日 韓国国防部、国会委に提出した報告資料で、北朝鮮がいつでも核を兵器化して使用できると報告。

●9月3日 イスラエル、地中海で発射した弾道ミサイルを、米との合同演習で発射された「ヘツ2」であることを認める。

●9月4日 ロシア・インタファクス通信、ロシア海軍関係者の話として、同国がミサイル巡洋艦を東地中海に派遣していると報道。

●9月4日 ブーチン・ロ大統領、シリアに国連安保理決議なしで軍事行動が行われれば、ミサイル輸出を再開する可能性を示唆。

●9月4日 ロシア外務省のルカシェビッチ情報局長、シリア攻撃の場合、核関連施設からの放射能汚染の可能性を指摘。

●9月5日 中国外務省の洪磊・副報道局長、今月18日に6か国協議に関する国際セミナーを開催すると発言。

●9月5日 イランのロウハニ大統領、米欧との核問題交渉の担当を最高安全保障委員会から外務省に移すと表明。

沖縄

●8月21日 安倍首相、米共和党マケイン氏と会談。在沖海兵隊グアム移転への協力要請。

●8月21日付 橋本元高知県知事、96年に那覇軍港の高知移設提案。防衛庁、検討せず。

●8月22日 米軍HH60ヘリ墜落事故に抗議

する宜野座村民大会開催。1100人参加。

●8月22日付 防衛省、「飛行警戒監視隊」新設へ。空自那覇基地にE2C早期警戒機常駐を予定。14年度概算要求に関連費13億円計上。

●8月23日 キャンプ瑞慶覧・西普天間地区返還は14年度末に。防衛省が県などに説明。

●8月26日 東村・高江住民、「反スラップ法制定」訴え東京で会見。米軍ヘリパッド建設に反対する住民を訴えた国の姿勢を批判。

●8月27日 MV22オスプレイ、米ネバダで着陸失敗。けが人なし。(本号参照)

●8月29日 嘉手納基地に在韓米陸軍所属UH60ヘリ6機飛来。EP3偵察機が緊急着陸。

●8月29日 米ネバダ・オスプレイ事故、米海軍が重大事故の「クラスA」に認定。

●8月30日 沖縄振興予算3408億円。内閣府、14年度概算要求決定。前年比406億円増。一括交付金は3.6%増の1671億円。

●8月31日 キャンプ・キンザー北側進入路、浦添市へ返還。面積約1ha。嘉手納以南返還・統合計画に基づく初の返還事例。

●9月2日 沖縄市ドラム缶問題、米・独両国の環境基準を超えるダイオキシン類を検出。

●9月2日 そうぞう・下地代表、維新・儀間参議員、オスプレイ訓練受け入れ要請文を全都道府県へ送付。

●9月3日 県、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事について国に再アセスを要求する方針。

●9月3日 又吉知事公室長、訪米し、ナッパー・国務省日本部長、ジョンストン国防総省北東アジア部長と会談。普天間辺野古移設拒否の知事の姿勢を伝える。

●9月4日 県議会、県市長会等の行政5団体、オスプレイ配備抗議の共同声明発表。オスプレイ全機撤去に向け訪米行動なども検討。

●9月5日 日米合同委、キャンプ・ハンセン斜面162haの17年6月までの段階的返還で合意。

今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議

NNSA=国家核安全保障管理局

OEWG=国連オープン作業部会

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jpに

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、岡本高明、津留佐和子、丸山淳一、山口響、梅林宏道